

宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

宇土市長 光井 正吾

宇土市条例第25号

宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

宇土市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。